

平成 27 年 2 月 23 日

各 位

上場会社名	北越工業株式会社 (URL http://www.airman.co.jp/)
代表者	代表取締役社長 吉岡 謙一 (コード番号：6364 東証第一部)
問合せ先責任者	常務取締役管理本部長 上原 均 (TEL 0256-93-5571)

公募及び第三者割当による自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 23 日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

当社グループは、当社、子会社 6 社及び関連会社 1 社で構成されており、その中核を担う当社は、昭和 13 年の創業以来、77 年の歴史を持つコンプレッサメーカーです。「お客様第一」を経営理念に掲げ、卓越した開発技術力を基盤に、コンプレッサの開発・製造で高い実績を積み上げてまいりました。現在は、コンプレッサ、エンジン発電機及び高所作業車の製造・販売を主な事業としており、「AIRMAN」ブランドとして展開しております。

足元の当社グループを取り巻く事業環境は、国内市場については、災害復興や国土強靱化計画に基づくインフラ整備、東京オリンピック開催に向けた首都再開発等に関連する土木・建設需要の高まりに加え、政府の設備投資促進税制等による更新需要により堅調に推移していくと予想しております。また、海外市場については、中国の経済成長鈍化等、懸念材料はありますが、北米やその他エネルギー資源国並びに新興国のインフラ整備等の需要が依然堅調であり、緩やかに推移していくものと予想しております。

このような事業環境のなかで、当社グループは、平成 27 年 3 月期第 3 四半期累計期間において過去最高益を達成し、通期についても同様に過去最高益を見込んでおりますが、更なる業績向上を実現するために、国内では、開発から製造、販売・メンテナンスまで一貫通貫の販売サービス体制を活かし、建設・産業機械分野での顧客ニーズに対応した最適な提案営業ができるように努めてまいります。また、海外では、新設した海外子会社の活用や販売代理店との一層の連携強化により、販売体制及び部品・サービス体制の強化を積極的に推し進めてまいります。加えて、生産現場における量産体制の確立及び生産性の改善に当社グループ全体で取り組んでまいります。

今般の自己株式の処分による資金調達は、2014 年 12 月に設立した米国子会社 AIRMAN USA CORPORATION の運転資金及び、同子会社との取引によって発生する当社の資金負担の一部に充当する予定です。当社グループは、海外市場における主力製品のシェア拡大を重要政策の一つと考えており、同子会社を拠点としてエンジンコンプレッサ及び発電機の世界最大規模のマーケットである米国の販売及びサービス体制の強化を図るとともに、将来の事業展開及び成長機会に対応するための新たな生産拠点としても積極的に活用することで、当社グループの収益力を高め、株主価値の更なる向上に努めてまいります。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 E 口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分につきましては、当社従業員を対象とした新しい福利厚生サービスである「株式給付信託（J-E S O P）」の導入のために行うものであり、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

また、自己株式の処分と合わせて当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、投資家層の拡大と流動性の向上を図ってまいります。

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による自己株式の処分発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 250,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年3月3日(火)から平成27年3月5日(木)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成27年3月10日(火)から平成27年3月12日(木)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉岡謙一に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,500,000株
- (2) 売出人及び売出株式数
- | | |
|-------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 500,000株 |
| 株式会社第四銀行 | 500,000株 |
| 佐藤 美武 | 400,000株 |
| バイオグリーン有限公司 | 100,000株 |

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による自己株式の処分発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。）なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「売出しにおける引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成27年3月11日（水）から平成27年3月13日（金）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉岡 謙一に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

3. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分（並行第三者割当自己株式処分）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 150,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。
- (3) 割 当 先 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
- (4) 申込期間（申込期日） 平成27年3月13日（金）から平成27年3月17日（火）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の8営業日後の日とする。
- (5) 払 込 期 日 平成27年3月16日（月）から平成27年3月18日（水）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の9営業日後の日とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 払込金額、その他資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉岡 謙一に一任する。
- (8) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (9) 一般募集が中止となる場合は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分も中止する。

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による自己株式の処分発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- | | |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 250,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 250,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉岡 謙一に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。 | |

5. みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| (1) 募 集 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 250,000 株 |
| (2) 払 込 金 額 の
決 定 方 法 | 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。 |
| (3) 割 当 先 | みずほ証券株式会社 |
| (4) 申込期間（申込期日） | 平成 27 年 3 月 27 日（金） |
| (5) 払 込 期 日 | 平成 27 年 3 月 30 日（月） |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (7) 上記(4)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、処分を打切るものとする。 | |
| (8) 払込金額、その他みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉岡 謙一に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (10) 一般募集が中止となる場合は、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分も中止する。 | |

以 上

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による自己株式の処分発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、250,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年2月23日（月）開催の取締役会において、前記「5. みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式250,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成27年3月30日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年3月23日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式の推移

(1) 現在の自己株式数	1,187,109株	(平成27年2月23日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	250,000株	
(3) 一般募集後の自己株式数	937,109株	
(4) 並行第三者割当自己株式処分による処分株式数	150,000株	
(5) 並行第三者割当自己株式処分後の自己株式数	787,109株	
(6) みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による処分株式数	250,000株	(注)

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による自己株式の処分発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) みずほ証券株式会社を割当先とする
 第三者割当による処分後の自己株式数 537,109 株 (注)

(注) 前記「5. みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、自己株式の処分がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式処分に係る手取概算額上限 602,685,000 円について、当社米国子会社 AIRMAN USA CORPORATION への融資資金として平成 27 年 4 月までに 200,000,000 円、残額を当社の運転資金として平成 28 年 3 月末までに充当する予定であります。AIRMAN USA CORPORATION は、エンジンコンプレッサ及び発電機の世界最大規模のマーケットである米国に昨年 12 月に設立した子会社で、上記融資について今後の運転資金に充当する予定であります。また、米国における製品の販売は、AIRMAN USA CORPORATION を通じて行われ、当社の AIRMAN USA CORPORATION に対する売上債権の回収期間が従来より長くなることから、当社に約 8 億円の運転資金負担が発生する見込みであり、当該運転資金負担の一部として充当する予定であります。なお、支払いまでの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金による当期業績予想への影響は軽微ですが、調達資金をグローバル展開の更なる加速に向けた米国子会社への融資資金、当社運転資金に充当することにより、企業価値の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置付けております。基本的には、企業体質の強化や将来の収益向上に向けた投資に内部留保を効率的に活用しながら、収益状況に対応した配当を継続的に行う方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発費用として投入していく予定であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	31.39 円	41.44 円	62.04 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	8.00 円 (—)	10.00 円 (—)	17.00 円 (—)
実績連結配当性向	25.5%	24.1%	27.4%
自己資本連結当期純利益率	8.4%	10.0%	12.9%
連結純資産配当率	2.2%	2.4%	3.5%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による自己株式の処分発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

合計から新株予約権及び少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均) で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額(期首と期末の平均) で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)を割当先とする並行第三者割当による自己株式の処分が行われます。当該並行第三者割当自己株式処分にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に当該第三者割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	265 円	278 円	231 円	555 円
高 値	304 円	282 円	643 円	1,292 円
安 値	172 円	162 円	212 円	493 円
終 値	274 円	232 円	553 円	1,062 円
株価収益率	8.73 倍	5.60 倍	8.91 倍	—

- (注) 1. 平成27年3月期の株価については、平成27年2月20日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行、株式会社第四銀行、佐藤 美武及びバイオグリーン有限会社並びに当社株主である千代田産業株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、並行第三者割当自己株式処分の割当先である本信託(後記「8 割当先の選定理由等(2) 割当先を選定した理由」において定義される意味によります。)の再信託受託者としての資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)及び受託者としてのみずほ信託銀行株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、かかる再信託受託者及び受託者としての地位において、当社普通株式の売却等(ただし、当社が導入する株式給付信託(J-ESOP)に係る信託契約及び関連契約に基づく売却及び処分を除く。)を行わない旨合意しております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の当社普通株式の保有方針は、後記「8 割当先の選定理由等(3) 割当先の保有方針」をご参照ください。

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による自己株式の処分発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、並行第三者割当自己株式処分、本件第三者割当自己株式処分及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 資金使途の合理性に関する考え方

今般の調達資金は、前記「3 調達資金の使途 (1) 今回の調達資金の使途」に記載のとおり充当する予定であります。これは グローバル展開の更なる加速に向けた米国子会社にかかる融資資金、当社運転資金に充当することにより、企業価値の向上に資するものと考えており、合理性があるものと考えております。

7. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)を割当先とする第三者割当による自己株式の処分(並行第三者割当自己株式処分)の処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

並行第三者割当自己株式処分の払込金額は、一般募集における処分価格と同額といたします。一般募集における処分価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定する予定です。

上記の並行第三者割当自己株式処分の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法であると判断しております。したがって、並行第三者割当自己株式処分は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成27年2月23日(月)開催の取締役会において、出席した監査役3名(うち社外監査役2名)が適法である旨意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

並行第三者割当自己株式処分の処分株式数は150,000株であり、平成26年9月30日現在の当社の発行済株式総数30,165,418株に対する割合は0.50%、平成26年9月30日現在の総議決権数28,648個(当社は平成26年12月1日付にて単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。平成26年9月30日時点の株主名簿においては単元株式数1,000株として総議決権数が算出されていることから、一般募集及び並行第三者割当自己株式処分並びに本件第三者割当自己株式処分により増加する議決権数については、単元株式数を1,000株として算出しております。)に対する割合は0.52%に相当するものであります。また、並行第三者割当自己株式処分の処分株式数については、株式給付規程に基づき当初5年間で当社従業員に付与すると見込まれるポイント数に相当する株式数であります。なお、一般募集及び並行第三者割当自己株式処分並びに本件第三者割当自己株式処分により処分される株式数は最大650,000株であり、平成26年9月30日現在の当社の発行済株式総数30,165,418株に対する割合は最大2.15%、平成26年9月30日現在の総議決権数28,648個に対する割合は最大2.27%に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、当社米国子会社にかかる融資資金、当該子会社との取引に関連する当社運転資金に充当する予定であります。したがって、中長期的な観点から当社のさらなる企業価値の向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

8. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

①名称 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)

②株式給付信託契約の内容

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

信託の目的 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に交付すること

委託者 当社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者とな

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による自己株式の処分発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ります。

受益者 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
 信託契約日 前記「3. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分（並行第三者割当自己株式処分）（5）払込期日」と同一とする。

信託設定日 前記「3. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分（並行第三者割当自己株式処分）（5）払込期日」と同一とする。

信託の期間 信託設定日から信託が終了するまで

③上場会社と割当先の関係等

当社と割当先との間に資本関係、人的関係及び取引関係はございません。また、割当先は当社の関連当事者ではありません。

（平成27年1月31日現在）

①	名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）		
②	所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森脇 朗		
④	事業内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務		
⑤	資本金	50,000 百万円		
⑥	設立年月日	平成13年1月22日		
⑦	発行済株式数	1,000,000 株		
⑧	決算期	3月31日		
⑨	従業員数	604名（連結）		
⑩	主要取引先	事業法人、金融法人		
⑪	主要取引銀行	—		
⑫	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ	54%	
		第一生命保険株式会社	23%	
		朝日生命保険相互会社	10%	
⑬	当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	該当事項はありません。	
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状況（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
	決 算 期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
	純 資 産	56,825	57,545	58,535
	総 資 産	660,933	2,900,354	735,648
	1株当たり純資産（円）	56,825	57,545	58,535
	経 常 収 益	21,825	21,526	22,651
	経 常 利 益	1,078	1,296	1,911
	当 期 純 利 益	527	794	1,169
	1株当たり純利益（円）	527.58	794.26	1,169.04
	1株当たり配当金（円）	105.00	160.00	240.00

（注）当社は、割当先、当該割当先の役員または主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係が無いことを資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報で確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（2）割当先を選定した理由

株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」という。）は、従業員の新しい福利厚生サ

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による自己株式の処分発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の処分を行うことといたしました。

今般、当社は、本制度を導入するにあたり、同種に制度の受託実績や制度導入後に至るサポート体制、導入後の事務体制等を、本制度の円滑かつ確実な導入と運営等の観点から総合的に検討した結果、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）を割当先として選定いたしました。

本制度に関して、みずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」という。）においては、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）として本信託契約を締結する予定でありますので、本制度の導入に際し設定される当社株式の保有及び処分を行う資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本制度の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

（3）割当先の保有方針

割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成27年3月16日から平成27年3月18日までの間のいずれかの日）より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

また、本信託の再信託受託者である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、みずほ証券株式会社に対して、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、かかる再信託受託者としての地位において、当社普通株式の売却等（ただし、当社が導入する株式給付信託（J-ESOP）に係る信託契約及び関連契約に基づく売却及び処分を除く。）を行わないことに合意しております。

（4）割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。

当社からの当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

9. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前		募 集 後	
バイオグリーン有限会社	8.43%	バイオグリーン有限会社	8.10%
佐藤美武	6.57%	千代田産業株式会社	5.79%
千代田産業株式会社	5.79%	佐藤美武	5.24%
北越工業持株会	4.85%	北越工業持株会	4.85%
株式会社みずほ銀行	4.75%	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	4.08%
株式会社第四銀行	4.75%	株式会社みずほ銀行	3.09%

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による自己株式の処分発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.08%	株式会社第四銀行	3.09%
日本生命保険相互会社	1.88%	日本生命保険相互会社	1.88%
石田君江	1.83%	石田君江	1.83%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.79%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.79%

(注) 1. 平成 26 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 募集後の持株比率は、引受人の買取引受による売出し後の所有株式数で算出しております。

10. 企業行動規範上の手続き

並行第三者割当自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近 3 年間の業績

(単位：千円。特記しているものを除く。)

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
連 結 売 上 高	26,904,055	26,931,434	30,807,884
連 結 営 業 利 益	1,860,200	1,462,212	2,529,380
連 結 経 常 利 益	1,889,743	1,946,418	2,964,719
連 結 当 期 純 利 益	922,504	1,216,528	1,798,467
1 株当たり連結当期純利益(円)	31.39	41.44	62.04
1 株 当 たり 配 当 金(円)	8.00	10.00	17.00
1 株 当 たり 連 結 純 資 産(円)	389.83	442.91	519.57

以上

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による自己株式の処分発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。